

<令和2年6月1日 現在 >

4. 料金

【通所介護利用料】

ア 基本単位 <3時間以上4時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	364	3,887 円	389 円	778 円	1,167 円
要介護2	417	4,453 円	446 円	891 円	1,337 円
要介護3	472	5,040 円	505 円	1,009 円	1,513 円
要介護4	525	5,607 円	561 円	1,122 円	1,683 円
要介護5	579	6,183 円	619 円	1,237 円	1,856 円

イ 基本単位 <4時間以上5時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	382	4,079 円	408 円	816 円	1,224 円
要介護2	438	4,677 円	468 円	936 円	1,404 円
要介護3	495	5,286 円	529 円	1,058 円	1,586 円
要介護4	551	5,884 円	589 円	1,177 円	1,766 円
要介護5	608	6,493 円	650 円	1,299 円	1,949 円

ウ 基本単位 <5時間以上6時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	561	5,991 円	600 円	1,199 円	1,798 円
要介護2	663	7,080 円	709 円	1,417 円	2,125 円
要介護3	765	8,170 円	818 円	1,635 円	2,452 円
要介護4	867	9,259 円	926 円	1,852 円	2,778 円
要介護5	969	10,348 円	1,035 円	2,070 円	3,105 円

エ 基本単位 <6時間以上7時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	575	6,141 円	615 円	1,229 円	1,843 円
要介護2	679	7,251 円	726 円	1,451 円	2,176 円
要介護3	784	8,373 円	838 円	1,675 円	2,512 円
要介護4	888	9,483 円	949 円	1,897 円	2,846 円
要介護5	993	10,605 円	1,061 円	2,122 円	3,182 円

オ 基本単位 <7時間以上8時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	648	6,920 円	693 円	1,385 円	2,077 円
要介護2	765	8,170 円	818 円	1,635 円	2,452 円
要介護3	887	9,473 円	948 円	1,895 円	2,842 円
要介護4	1,008	10,765 円	1,077 円	2,154 円	3,230 円
要介護5	1,130	12,068 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円

カ 基本単位 <8時間以上9時間未満>

認定区分	単位数/日	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	659	7,038 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護2	779	8,319 円	832 円	1,664 円	2,496 円
要介護3	902	9,633 円	964 円	1,927 円	2,891 円
要介護4	1,026	10,957 円	1,096 円	2,192 円	3,288 円
要介護5	1,150	12,282 円	1,229 円	2,457 円	3,685 円

(3級地のため、1単位が10.68円、計算の過程で生じる端数は法令等に定める計算方法とします。)

キ 加算料金等

区 分		日又は月の単位	日又は月の負担額(1割)	日又は月の負担額(2割)
ア	入浴加算	50	54 円	107 円
イ	中重度者ケア体制加算	45	49 円	97 円
ウ	個別機能訓練加算Ⅰ	46	50 円	99 円
エ	個別機能訓練加算Ⅱ	56	60 円	120 円
オ	認知症加算	60	65 円	129 円
カ	若年性認知症利用者受入加算	60	65 円	129 円
キ	栄養改善加算(月に2回限度とし1回あたりの単価)	150	161 円	321 円
ク	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度とし1回あたりの単価)	5	6 円	11 円
ケ	口腔機能向上加算(月に2回限度とし1回あたりの単価)	150	161 円	321 円
コ	生活機能向上連携加算(個別機能訓練加算算定の場合100単位/月)	200	214 円	428 円
サ	ADL維持等加算Ⅰ	3	4 円	7 円
シ	ADL維持等加算Ⅱ	6	7 円	13 円
ス	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18	20 円	39 円
セ	サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12	13 円	26 円
ソ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	7 円	13 円
タ	介護職員処遇改善加算Ⅰ		円	円
チ	特定処遇改善加算Ⅰ		円	円

- ※ ① 各加算については、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている場合に算定いたします。(都へ届け出の必要な場合は届け出た加算のみ)
- ② カの若年性認知症利用者受入加算を算定している場合には、オの認知症加算を算定しません。
- ③ スからソのサービス提供体制強化加算についてはいずれか1つの算定とします。
- ④ タの介護職員処遇改善加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に当該基準区分に従い5.9%を乗じた単位数を所定単数に加算します。
- ⑤ チの特定処遇改善加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に当該基準区分に従い1.2%を乗じた単位数を所定単数に加算します。
- ⑥ 計算の過程で生じる端数は法令等に定める計算方法とします。

ク 昼食代 750 円

ケ その他

- ① その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。
- ② コピー代 1枚(片面) 10円。文書発行手数料(証明書など)1通200円となります。
- ③ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。
その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、当該市役所の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

5. キャンセル料金

ア ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
また、キャンセルされる場合は必ずご連絡を下さいますようお願いいたします。

【通所介護利用料】

① ご利用日の前営業日午後6時までにご連絡を頂いた場合	無 料
② ご利用日の前営業日午後6時から当日午前9時までにご連絡を頂いた場合	昼食代 750円
③ ご利用日の当日午前9時以降にご連絡を頂いた場合	昼食代750円及び1日の自己負担額の50%

※ ・ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください。
・キャンセルのご連絡について午後6時以降、事業所の休日、職員不在時等の場合は、当事業所の留守番電話にご利用者名・キャンセルをする日・理由等を録音して下さい。

イ 健康上の理由による中止する場合及びキャンセル料は、下記のとおりです。

- ① 風邪、病気の際、熱、又はあきらかに体調不良と判断される場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ④ 酒気帯びでのご利用はおことわりしています。

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

【介護予防通所介護利用料】

① ご利用日の当日利用開始時のチェックで中止となった場合	昼食代 750円
② 利用開始以降に中止となった場合	

【通所介護利用料】

① ご利用日の当日利用開始時のチェックで中止となった場合	昼食代 750円
② 利用開始以降に中止となった場合	昼食代750円及び1日の自己負担額全額

6. 支払方法

- ・利用者名義の郵便局普通預金口座からの引き落としとなります。
- ・自動引き落とし日は利用した月の翌月の26日とさせていただきます。
- ・自動引き落とし日の26日に入金されていない場合は翌月に再度引き落としさせていただきます。
- ・銀行振込による場合、振込手数料はご利用者様のご負担となります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 - ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。